

令和8年度

手賀沼農地防災事業

都部新田揚水機場調査測量業務(測量その2)

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	手賀沼農地防災事業 都部新田揚水機場調査測量業務（測量その2）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第1-2条	本業務は、国営総合農地防災事業手賀沼地区における都部新田揚水機場の構造等に係る検討に資するため、測量を行うものである。
(場所) 第1-3条	業務位置位置は、千葉県我孫子市都部地先他であり、別添業務位置図に示すとおりである。
(業務概要) 第1-4条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 ・都部新田揚水機場測量 L=0.805km
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
(配置技術者の確認) 第1-6条	(1) 作業位置は、別添「業務位置図」のとおりであり、詳細は監督職員と協議のうえ決定するものとする。 (2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (4) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。 共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。
(保険加入) 第1-7条	受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。
第2章 作業条件 (作業基本条件) 第2-1条	測量作業の基本条件は、次のとおりである。 本測量の基準となる既知点は、次表のとおりである。

	既設の基準点・水準点名	備 考
	2 級基準点 NO.060、NO.085、NO.086	
	二等三角点 泉	
	1 級水準点 AB-9	
	2 級水準点 手賀曙橋（左岸）	

(貸与資料)
第 2－2 条

貸与資料は、次表のとおりとする。

資料名	数量
令和 4 年度都部新田揚水機場送水路他実施設計業務 報告書	1 式

(貸与資料の取扱い)
第 2－3 条

第 2－1 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。
(1) 貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。
(2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。
(3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
(4) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)
第 2－4 条

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた測量としなければならない。

業務名	業務実施期間（予定）
都部新田揚水機場調査測量業務（測量その 1）（仮称）	令和 8 年 5 月～令和 8 年 11 月
都部新田揚水機場調査測量業務（地質調査）（仮称）	令和 8 年 5 月～令和 8 年 12 月
都部新田揚水機場実施設計業務（仮称）	令和 8 年 6 月～令和 9 年 2 月
都部新田送水路実施設計業務（仮称）	令和 8 年 6 月～令和 9 年 2 月

第 3 章 作業内容
(作業項目及び数量等)
第 3－1 条

作業項目及び数量は、別表 1 測量作業項目内訳表のとおりとする。

(作業の留意点)
第 3－2 条

測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。
(1) 線形決定
ア 計画路線の始点及び終点は、監督職員が現地で指示するものとする。
イ 線形は、地形図（1／2,500）上に路線選定で検討した資料を基に記入し、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

	ウ 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、線形計算を行うものとする。 (2) 中心線測量 ア 中心杭の間隔は、原則として50m間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。 イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。 (3) 縦断測量 縦断面図の縮尺は、縦 $S = 1/100$、横 $S = 1/500$ とする。 (4) 横断測量 ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。 イ 横断測量の縮尺は $S = 1/100$ とする。 (5) 現地測量 現地測量の地図情報レベルは250とする。 (6) 仮BM設置測量 仮BMの設置は、監督職員と協議するものとする。 (7) 標高について 測量成果は、江戸川工事基準面 (Y.P.) により整理すること。
(管理技術者) 第3-3条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。 (2) 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。
(業務写真における 黑板情報の電子化) 第3-4条	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能 (改ざん検知機能) を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

(成果品の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県印西市木下東2-4-1 関東農政局手賀沼農地防災事業所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係者協議等対外的協議により、業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他、重要な変更が生じた場合。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

手賀沼農地防災事業所

都部新田揚水機場調査測量業務(測量その2) 測量作業項目内訳表

作 業 項 目	作業条件	数量	備考
1. 3級基準点測量	耕地、平地、伐採なし、永久標識設置なし	N=5点	
2. 4級基準点測量	耕地、平地、伐採なし	N=12点	
3-1. 路線測量 作業計画	—	一式	
3-2. 路線測量 現地踏査	耕地、平地	L=0.805km	
3-3. 路線測量 線形決定	耕地、平地	L=0.805km	
3-4. 路線測量 中心線測量	耕地、平地、単曲線数:なし、測点間隔:50m	L=0.805km	
3-5. 路線測量 縦断測量	耕地、平地	L=0.805km	
3-6. 路線測量 横断測量	耕地、平地、単曲線数:なし、測点間隔:50m、幅区分45～75m	L=0.805km	
4. 3級水準測量	耕地、平地	L=1.0km	
5. 現地測量	耕地、平地、現地測量の地図情報レベルは250とする。	A=0.081km ²	